

加盟団体及び選手審判登録規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の定款第3条に基づき、本協会に加盟する団体及び登録する選手・審判員の登録手続き、会費の納付、並びに登録システム（以下「システム」という）の運用について必要な事項を定める。

第2条（登録種別と対象外組織）

本規程の対象となる登録種別は以下の通りとする。

- (1) 加盟団体 兵庫県内の都市協会、及び一般加盟団体（実業団、クラブ、ジム等）
- (2) 団体所属選手 加盟団体に所属して活動する選手
- (3) 個人選手 特定の加盟団体に所属せず、個人として登録する選手
- (4) 審判員 公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「JPA」という。）の公認審判員規程に基づき、本協会に登録する公認審判員

2 全日本学生パワーリフティング連盟及び全国高等学校パワーリフティング連盟の団体、選手については、それぞれの連盟の管轄となるため、本規程の対象外とする。

第3条（加盟団体の登録申請と承認基準）

本協会への加盟を希望する団体は、システムを通じて登録申請を行わなければならない。

- 2 代表理事は、システム上の承認画面において内容を確認し、申請団体、及び当該団体の代表者が本協会またはJPAによる処分期間中でないこと、並びに当該団体の代表者が第4条第1項に定める条件を満たしていることをもって承認する。
- 3 承認を受けた団体は、第6条に定める手続きに従い登録費を納付するものとする。

第4条（選手及び審判員の登録資格）

選手及び審判員の登録については、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。

- (1) 日本国籍を有していること
- (2) 日本国籍を有していない場合は、1年以上の適法な滞在資格をもって国内に滞在していること

2 審判員の登録については、前項の条件に加え、JPA 公認審判員規程に基づく公認審判員資格を有していなければならない。

第5条（登録申請と承認）

団体所属選手として登録を希望する者は、システムを通じて申請を行い、まず当該加盟団体の承認を得た後、さらに本協会の承認を得なければならない。

- 2 個人選手及び審判員として登録を希望する者は、システムを通じて申請を行い、本協会の承認を得なければならない。
- 3 本協会は、申請者が第4条の資格を満たし、かつ本協会またはJPAによる処分期間中でないことを確認して承認を行う。
- 4 本協会は、第4条第1項第2号の条件を確認するため、必要と認める場合には、申請者に対し、在留カード、住民票、パスポートその他適法な滞在期間を証明する書類の提示または写しの提出を求めることができる。

第6条（会費の支払いフロー）

加盟団体、選手、及び審判員は、本協会による承認を受けた後、システム上で登録費（年会費）の支払いが可能となる。

- 2 承認を受けた者は、本協会が定める期日までに速やかに入金を行わなければならない。
- 3 本協会は、システム上で入金を確認した時点で、当該登録を有効とみなす。
- 4 納付された登録費は、理由の如何に関わらず返金しない。

第7条（未納による資格喪失）

会費を期日までに納付しない団体、選手、または審判員は、退会または登録資格を喪失したものとみなす。

- 2 資格を喪失した団体については、本協会において速やかにシステム上の登録消除手続きを行う。

第8条（団体資格喪失時の所属選手の取扱い）

加盟団体が退会、除名、または資格を喪失した場合において、当該団体に所属していた選手については以下の通り取り扱う。

（1）移籍

他の加盟団体への移籍を希望する場合は、本協会の承認を経てJPA所定の移籍手続きを行う。

（2）個人登録への変更

他団体への移籍を行わない場合、当該選手はシステム上、速やかに個人登録へ変更されるものとする。この場合、当該選手は、個人選手登録費と団体所属選手登録費の差額を、本協会が指定する期日までに支払わなければならない。指定期日までに差額の納付がない場合、当該選手は登録資格を喪失するものとする。

第9条（アンチ・ドーピング）

登録されたすべての団体、選手、及び審判員は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程及びJPAが定めるドーピング防止規程、並びに本協会のアンチ・ドーピングに関する指示を遵守しなければならない。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、本協会理事会の決議によって行う。

<附則>

- 1 本規程は、令和8年4月20日に制定し、同日より施行する。